

厚生労働大臣が定める掲示事項

• 入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する入院診療計画書を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしています。

• DPC対象病院について

当院は、入院医療費の算定にあたり包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する

『DPC対象病院』となっています。

診断群分類点数に医療機関別係数を乗じた点数をもとに1日あたりの療養に係る費用の額を算定し計算します。

医療機関別係数：**1.6847**

(基礎係数1.1182+機能評価係数Ⅰ 0.4789+機能評価係数Ⅱ 0.0811+救急補正係数0.0065)

※令和7年6月1日時点